

国土交通省告示第(14・2)号(平成二十年 月 日)

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第十四条第二号の規定に基づき、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を次のとおり定める。

平成 年 月 日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

第一 建築士法第十四条第二号の国土交通大臣の指定する建築に関する科目は次の各号に定めるもののいずれかとする。

- 一 次のイからリまでに定める科目(以下「必修科目」という。)のすべてを履修した総単位数が五十単位以上となるもの。
 - イ 七単位以上の建築設計製図に関する講義又は演習(国土交通省告示第(14・1)号の第一の一のイに規定するものをいう。)
 - ロ 七単位以上の建築計画に関する講義又は演習(国土交通省告示第(14・1)号の第一の一のロに規定するものをいう。)
 - ハ 二単位以上の建築環境工学に関する講義又は演習(国土交通省告示第(14・1)号の第一の一のハに規定するものをいう。)
 - ニ 二単位以上の建築設備に関する講義又は演習(国土交通省告示第(14・1)号の第一の一のニに規定するものをいう。)
 - ホ 四単位以上の構造力学に関する講義又は演習(国土交通省告示第(14・1)号の第一の一のホに規定するものをいう。)
 - ヘ 三単位以上の建築一般構造に関する講義又は演習(国土交通省告示第(14・1)号の第一の一のヘに規定するものをいう。)
 - ト 二単位以上の建築材料に関する講義又は演習(国土交通省告示第(14・1)号の第一の一のトに規定するものをいう。)
 - チ 二単位以上の建築生産に関する講義又は演習(国土交通省告示第(14・1)号の第一の一のチに規定するものをいう。)
 - リ 一単位以上の建築法規に関する講義又は演習(国土交通省告示第(14・1)号の第一の一のリに規定するものをいう。)
 - 二 必修科目のすべてを履修した総単位数が五十単位に満たない場合において、当該必修科目のすべてを履修した総単位数と必修科目以外の建築に関する一又は複数の科目の総単位数の合計が五十単位以上となるもの。
- 第二 第一に規定する科目の単位の計算方法は、短期大学設置基準(昭和五十年文部省令第二十一号)の規定の例によるものとする。

この告示は建築士法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第百十四号)の施行の日から施行する。